



長野県報

9月1日(木)
平成17年
(2005年)
第1690号

目 次

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部改正（建築管理課土地・景観室）	1
-------------------------------	---

告 示

長野県議会定例会の招集（財政改革チーム）	3
事務処理規則に基づき平成17年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政システム改革チーム）	3
信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域（ビジネス誘発課）	3
農業委員会補助金等交付要綱（昭和42年長野県告示第362号）の一部改正（農政課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林保全課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路維持課）	5
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	5

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（情報政策課）	6
地方自治法に基づく平成16年度災害共済事業等の経営状況（管財課）	7
一般競争入札（管財課）	7
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	8
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	8
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	8
平成17年度後期技能検定（雇用・人財育成課）	9
平成17年度技術専門校の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者の募集（雇用・人財育成課）	11
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	12
皆伐面積の限度（森林保全課）	12
採石業務管理者試験（河川課）	12
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（土地改良課）	13
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課）	13
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の休止（事業課）	13
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課）	13

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年9月1日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第50号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道19号の項中「木曽郡木曽福島町道神戸和合線」を「木曽郡木曽町道神戸和合線」に、「木曽郡日義村」を「木曽郡木祖村」に、「南安曇郡豊科町」を「安曇野市」に、「北安曇郡八坂村」を「大町市」に改め、同表の県道中津川南木曽線の項の次に次のように加える。

県道岡谷茅野線	岡谷市湊1丁目3768番4地先から岡谷市と諏訪市の境界まで	諏訪市に向かって左側諏訪湖岸まで
		諏訪市に向かって右側25メートル以内

別表第2の県道長野大町線の項中「北安曇郡美麻村15492番地先」

を「大町市美麻15492番地先」に改め、同表の県道白馬美麻線の項中「同郡美麻村」を「大町市」に改め、同表の県道長野荒瀬原線の項中「上水内郡牟礼村大字平出字行人塚2962番の2地先」を「上水内郡飯綱町大字平出字行人塚2962番の2地先」に改め、同表の県道有明大町線の項中「南安曇郡穗高町大字北穂高1033番の1地先」を「安曇野市穗高北穂高1033番の1地先」に改め、同表の県道柏矢丁田沢停車場線の項を次のように改める。

県道柏矢町田沢停車場線	安曇野市道豊科1級30号線との交差点（安曇野市豊科南穂高6125番地先）から県道豊科インター堀金線との交差点（安曇野市豊科南穂高1180番の7地先）まで	両側各300メートル以内
-------------	--	--------------

別表第2の東御市道和110号線の項の次に次のように加える。

安曇野市道穂高1級20号線	県道穂高明科線との交差点から安曇野市豊科南穂高6580番地1地先まで	両側各300メートル以内
安曇野市道豊科1級30号線	県道柏矢町田沢停車場線との交差点（安曇野市豊科南穂高6125番地先）から安曇野市豊科南穂高6580番地1地先まで	両側各300メートル以内

別表第2の南安曇郡穗高町道1級20号線の項、岡谷茅野線（平成7年長野県告示第159号で告示された岡谷都市計画道路3・3・22岡谷茅野線）の項及び豊科穂高地区農免農道の項を削り、同表のふるさと林道台ヶ峰線の項中「木曾郡木曾福島町と木曾郡三岳村との境界」を「木曾郡木曾町福島4422番地16地先」に、「木曾郡三岳村」を「木曾郡木曾町福島4422番地16地先」に改め、同表の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

別表第6中「和田村屋外広告物特別規制地域」を「長和町大字和田屋外広告物特別規制地域」に、「小県郡和田村（以下この別表において「和田村」という。）」を「小県郡長和町大字和田」に、「和田村の」を「小県郡長和町大字和田の」に改め、同表の白馬村屋外広告物特別規制地域の付表中「北安曇郡美麻村」を「大町市」に改め、同表に次のように加える。

八ヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

八ヶ岳エコーライン（次の表に掲げる道路等をいう。）又はこれに接続し、かつ、これから展望できる範囲の地域のうち、これの両側各300メートル以内の地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

種類及び名称	区間
八ヶ岳西麓広域営農団地農道	県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交差点から茅野市と諏訪郡原村との境界まで
諏訪郡原村道2007号線	茅野市と諏訪郡原村との境界から諏訪郡原村道2008号線との交差点まで
諏訪郡原村農道4576号線	諏訪郡原村道2008号線との交差点から諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界まで
諏訪郡富士見町道7831号線	諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界から県道茅野小淵沢韭崎線との交差点まで
県道茅野小淵沢韭崎線	諏訪郡富士見町道7831号線との交差点から諏訪郡富士見町道3482号線との交差点まで

諏訪郡富士見町道7832号線	県道茅野小淵沢韭崎線との交差点から県道立沢富士見停車場線との交差点まで
八ヶ岳西麓広域営農団地農道	県道立沢富士見停車場線との交差点から諏訪郡富士見町道4053号線との交差点まで
諏訪郡富士見町道4073号線	諏訪郡富士見町道4053号線との交差点から諏訪郡富士見町道4052号線との交差点まで
諏訪郡富士見町道7833号線	諏訪郡富士見町道4052号線との交差点から諏訪郡富士見町道115号線との交差点まで

2 許可及び許可の更新の基準

八ヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

- (1) 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。
- (2) 地色の彩度8以下であること。
- (3) 反射光のある素材は使用しないこと。
- (4) 屋上には表示しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次に掲げるもの
 - ア 自己の氏名、事業又は営業に関して自己の住居、事業所、営業所等に表示するものの基準

区分	項目	基準
壁面広告物	表示面積	表示する壁面の面積の5分の1以下かつ1基の表示面積10平方メートル以下
袖看板	表示面積	合計5平方メートル以下
	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上の出幅	1メートル以下
	その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	表示面積	1面5平方メートル以下かつ1基の表示面積10平方メートル以下
	高さ	5メートル以下
	道路からの距離	1メートル以上
	その他	掲示板にあっては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

イ アに掲げるもの以外の基準

項目	基準
用途	八ヶ岳山麓景観形成重点地域（平成10年長野県告示第100号で告示された長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第12条

	第1項に規定する景観形成重点地域をいう。以下同じ。の住居、事業所、営業所等への案内のためのもの
規格	縦1.5メートル以下かつ横1メートル以下で、長方形のもの
色彩	焦げ茶地に白文字のもの
地上からの高さ	3メートル以下
場所及び個数	1地点又は1施設について2個以内
その他	地理的な事情その他のやむを得ない事由がある場合を除き、八ヶ岳山麓景観形成重点地域の他の住居、事業所、営業所等への案内のための屋外広告物を掲出する物件に共同して表示すること。

3 許可の有効期間

3年

4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

3年

5 適用除外となる広告物等

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 祭典その他年中行事等のためにするもの

(3) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの

(4) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(5) 自己用広告物で、次のアからウまでに該当するもの（屋上広告物を除く。）

ア 表示面積の合計が3平方メートル以下かつ高さ5メートル以下のもの

イ 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものを使用しないもの

ウ 反射光のある素材を使用しないもの

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の一般国道19号の項の改正規定（「木曽郡木曽福島町道神戸和合線」を「木曽郡木曽町道神戸和合線」に改める部分及び「木曽郡日義村」を「木曽郡木祖村」に改める部分に限る。）及び同表のふるさと林道台ヶ峰線の項の改正規定

平成17年11月1日

(2) 別表第2の一般国道19号の項の改正規定（「北安曇郡八坂村」を「大町市」に改める部分に限る。）、同表の県道長野大町線の項及び県道白馬美麻線の項の改正規定並びに別表第6の改正規定（白馬村屋外広告物特別規制地域に係る部分に限る。）

平成18年1月1日

建築管理課土地・景観室



長野県告示第370号

平成17年9月21日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成17年9月1日

長野県知事 田 中 康 夫

財政改革チーム

長野県告示第371号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の5の(2)の規定により、平成17年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成17年9月1日

長野県知事 田 中 康 夫

環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付要綱（平成17年長野県告示第278号）の規定に基づく補助金

森林整備保全重点地域活動事業補助金交付要綱（平成17年8月12日付け17林政第123号林務部長通知）の規定に基づく補助金

行政システム改革チーム

長野県告示第372号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成17年9月1日

長野県知事 田 中 康 夫

諏訪郡富士見町大字富士見字下原山248-34、248-796及び248-797並びに字穂屋之里12005-5

ビジネス誘発課

長野県告示第373号

農業委員会補助金等交付要綱（昭和42年長野県告示第362号）の一部を次のように改正します。

平成17年9月1日

長野県知事 田 中 康 夫

第2の表の2 農業委員会費補助金の項中